国土調査法施行規則等の一部を改正する省令

（国土調査法施行規則の一部改正）

第一条　国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地籍基本調査図の表示事項） **第一条**　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）第二条第一項第四号イの国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定める事項とする。 一　効率的手法導入推進基本調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（以下この条において「地籍基本調査」という。）のうち、航空レーザ測量等の地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入により、地籍調査の促進を図ることが必要な地域について行うものをいう。）　市街地にあってはイ、市街地以外の地域にあってはロに掲げる事項 イ　街区の形状並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点（以下この号において「登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点」という。）のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置 ロ　空中写真測量又は航空レーザ測量により確認した地形及び植生並びに登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点の現地における位置 二　被災地域境界基本調査（地籍基本調査のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行うものをいう。）　調査地域について、地震が発生する前の状況に応じて配置した被災地域境界基本細部点（地盤の変動の状況を把握するために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。）の位置並びに当該被災地域境界基本細部点の地震による移動の方向及び大きさ （地図及び簿冊の様式） **第二条**　令第二条第二項の国土交通省令で定める地図及び簿冊の様式は、次の各号に掲げる種類に応じて、当該各号に定めるものとする。 一　地籍基本調査図、地籍図及び街区境界調査図　別記様式第一 二　効率的手法導入推進基本調査簿（前条第一号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。）　別記様式第二 三　被災地域境界基本調査簿（前条第二号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。）　別記様式第三 四　地籍簿　別記様式第四 五　街区境界調査簿　別記様式第五 （地籍調査に関する事業計画の様式等） **第三条**　令第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。 2　（略）	（新設） <